

〔研究ノート〕

## 平肩連袖からみた近代裁縫技術の位置 (2)

——姫路市藤本仕立店の裁縫技術・ミシンの導入と生産工程——

岩 本 真 一

### Ⅲ 裁縫技術・ミシンの導入

#### 1. 技術の導入

藤本仕立店の店主政吉は、同じ鍛冶町で呉服店（糸吉商店）を営む本家から独立した。1890年代の創業に際して、政吉は西陣へ修行に行き、雇主と折り合いが合わず3日間で戻ってきたそうである<sup>1)</sup>。西陣での修行を放棄したとはいえ、本稿で検討してきたとおり、取扱品目の多くは従来からの裁縫技術を踏まえており、政吉が本家の糸吉商店をはじめとする家族・親族から技術を伝授されたことは十分考えられる。なお、夏襦袢で確認した洋裁技術の導入については史料的制約から明らかではないが、後述のとおり、同店には釦付用のミシンが設置され、洋裁を踏まえた衣料品生産も可能であった。

受託者の技術導入（技術習得）も詳細は現段階で明らかでない。藤本仕立店は1910年代に柔道着に着手し、40年頃には学生服を一部製造した。しかし、創業時以来、生産品目は仕事着を中心としてほとんど変化していないことから、受託者も店主政吉と同様に家族・親族内で教授されたと考えられる。あるいは一部に学校の裁縫授業から学んだ場合もあったであろう<sup>2)</sup>。

Ⅱの分析でわかったとおり、近代の衣料品商品化は洋服に限ったわけではなく、遅くとも19世紀末には、自家消費目的の家内生産で製作されていた衣料品（和服）が商品化されていた。このことから、藤本仕立店の従業者も受託者も、家内移転または工場内移転によって技術が伝えられたと考えられるのである。

#### 2. ミシンの導入

柔道着の事例でわかったように、藤本仕立店の製品はミシンによる生産を土台としてい

---

1) 現当主の藤本祥二氏から伺った。なお、近代西陣における機業組織の分化は整経準備や染色部門の分立を意味しており、裁縫工程はその範囲に入らない（本庄栄次郎『西陣研究』改造社、1930年、前篇第2章第2節「補助業」、および後篇第1章第3節「西陣機業の組織と分化」、また、真下五一『西陣きもの史』源流社、1977年、第14章「織物の周囲」）。裁縫工程は独立的な職業として把握されず、整経業者が補助的に行なったと考えられる。

2) 受託者の技術導入を裁縫教育との関わりで考察する課題は他日を期したい。

た。

(1) シンガー社との契約

同店自家工場にミシンが設置された状況をたどろう。史料1は藤本仕立店とシンガー社との契約内容を示す。

史料1 シンガー社との契約書 (1914年)

契約書

姫路市鍛冶町10番地ニ住スル拙者藤本政吉ハ日本横浜支店ニ於テ適法ノ代表者ヲ有スル米国ニュージャーシー洲シンガー、ソーキング、メシーン、カムパニーノ姫路分店ヨリ完全ニシテ価格金125円0銭ノ44種13型第2344476号シンガー裁縫ミシン壹台ヲ付属品ト共ニ領収致候ニ付テハ前代価全額ノ支払イヲ完了スル暁ヲ以テ所有權ヲ取得スル条件ニテ右ミシンヲ購求可致候

右ノ条件ニテ拙者ハ右機械ノ配達ヲ受ケタルト同時ニ初回金トシテ金10円0銭又古ミシンニテ12円ヲ支払イ申候而シテ以後毎月20日ニ金4円0銭ヅ、ノ割合ヲ以テ支払ヒノ催告無クトモ貴会社又ハ其集金人へ前記代価全額ノ支払ヒヲ完了可致候

依テ右ミシン代価全額未払ノ間ハ拙者ノ占有スル右機械ノ所有權ハ貴会社ニ存スル事勿論ニシテ拙者ハ右機械並ニ附属品ヲ拙者ノ住家又ハ居室ニ於テ大切ニ使用シ且之レヲ善良ナル状態ニ保管シ貴会社ヨリ預メ書面上ノ承諾ヲ得ズシテハ之ヲ他ヘ移動セシメザルベク又之レヲ他ヘ譲渡シ入質シ賃貸スルガ如キ事ヲ致サザルベク候又何時ニテモ御必要ノ場合ニハ貴会社ノ使用人ガ右機械ノ検査ヲ致サル、モ意義無之候

以上ノ条件中一件ニテモ遵守致サザル時ハ何時ニテモ貴会社ハ御随意ニ本契約ヲ解除シミシン代価全額一時皆済ノ御請求相成ルカ或ハミシンヲ引戻サル、コトヲ得ベク候就テハ拙者ハ拙者ノ契約不履行ノ結果トシテシンガー、ソーキング、メシーン、カムパニー若クハ其店員ニ自由ニ右機械ノ存在スル何レノ建物ニモ立入り其機械ヲ他ヘ運搬シ去ルノ權限ヲ与エ且其行動ニ對シテ決シテ抵抗致サザルベク、又家宅侵入若クハ存在賠償ノ訴ヲ起サザルベク候。

貴会社ガミシンノ引戻シテ結構ナサル、場合ハ従来支払ヒタル金額ハミシン並ニ附属品摩滅ノ程度以如何ニ拘拘ラズミシンノ使用料並ニ損害金トシテ全部貴会社ニ於テ任意御領得相成候トモ意義無之候

依テ右ノ證トシテ大正3年2月28日ニ拙者茲ニ署名致候也

(中略)

契約人 藤本政吉  
立会証人 { 主任 (文字消失)  
          { 販売人 吉田直次

右ノ署名ハ保証人トシテ前記業務ノ総テヲ右契約人ト連帯シテ負擔可致候。

兵庫県 国 姫路市鍛冶町十番地  
保証人 藤本ます  
〃 〃 〃 〃  
〃 〃 〃 〃  
保証人 藤本嘉吉

シンガー、ソーキング、メシーン、カムパニー御中

藤本仕立店は1914年<sup>3)</sup>にシンガー社から44種13型第2344476号のミシンを1台、附属品とともに125円で購入した。支払い方法は、初回に古ミシン1台(12円相当)と初回金10円とを支払い、以後は毎月20日に4円ずつを支払う月賦であった。支払の完了時点でミシンの所有権はシンガー社から藤本に移転するので、27ヶ月後には当該ミシンが藤本の所有物となるが、それまで又貸が禁止されていた。

「金銭出入帳」によると、1903年9月15日には「シンガーミシン追金外に古ミシン1代相渡し<sup>4)</sup>とある。追金に25円を支払っており、史料2の契約にみた古ミシン1台と初回金を組み合わせた取引が03年には始まっていたことがわかる。また、藤本が最初にミシンを購入したのは02年6月16日で、「ミシン1壺」の代金として9円40銭が記載されている。これもシンガー社製ミシンであったと推察される<sup>5)</sup>。

## (2) ミシンの修理

藤本家には、ミシン修理店と継続的な依頼関係があったと思われる書状が残されている。

### 史料2 ミシン修理店への書状

毎度御手数をかけまして誠にすみません。

早速と思いましたが何分どうにもなりません。甚だ申訳ありません、今日電話の通り、何卒お願い申上ます。ミシンの番号は左の通りに成って居ります。お願い申し上げます。

C2022125	C2082511	G633662	C2061061	82624	足フミ5台
シンガー103	シンガー103	シンガー15	シンガー15	15国産	
G1063544シンガー44	シンガー44-20	両目105922	国産F 不二ミシン	6769電力	

善所にて直しますから其のところ特にお願申し上げます。

10月5日

出典：藤本祥二氏文書「書状（ミシンの件につき御願）」。

この書状の記された年は未詳であるが、国産ミシンの利用を示していることから、1930年代または40年代であろうと推測できる。

書状には8台のミシンが記されている。シンガー社製が6台（うち、足踏式が4台・電動式が2台）、不二ミシン（電動式）が1台、製造会社不詳の国産ミシン（足踏式）が1台である。修理店の情報は不明である。

3) 藤本祥二氏文書「裁縫機登録書」では1912年とある。

4) 藤本祥二氏文書「金銭出入帳」。

5) 米国シンガー社は1900年に日本へ進出したさい、横浜中央店と神戸支店を開店した（岩本『ミシンと衣服の経済史』59頁）。また、1913年までに姫路分店を東二階町で営業していた（商工社編『日本全国商工人名録』第5版、1914年）。なお、シンガーの日本進出には、1900年の東京開店を始まりとし、横浜中央店の開店を1901年とみる説もある（アンドルー・ゴードン『ミシンと日本の近代—消費者の創出—』大島かおり訳、みすず書房、1013年、33・34頁）。

## (3) ミシン設置台数の推移からみた委託生産の拡大

『工場通覧』『全国工場通覧』から藤本仕立店の従業者数を測りたいが、表1に示した通り同店が記載されていたのは1909年に調査された1カ年のみである。創業から職工数10名未満、そして、1930年代初頭には職工数4名未満で自家工場を操業していたことがわかる。

表1 藤本仕立店の『工場通覧』登載の有無

調査年	刊行年	登載基準	登載有無
1902年	1904年	職工10人以上	未登載
1904年	1906年	〃	〃
1907年	1909年	〃	〃
1909年	1911年	職工5人以上	登載
1916年	1918年	職工10人以上	未登載
1918年	1919年	〃	〃
1919年	1920年	〃	〃
1920年	1921年	〃	〃
1929年	1931年	職工5人以上	〃
1930年	1932年	〃	〃
1932年	1934年	〃	〃
1933年	1935年	〃	〃

出典：『工場通覧』『全国工場通覧』各年版。

『工場通覧』および『全国工場通覧』に唯一登載された1909年調査の情報は以下のとおりである。工場名称は「藤本工場」、製品種類は「足袋シャツ、装束」、所在地は「姫路市鍛冶町」、工場主名は「藤本政吉」、創業年月は1887年（明治20年、月は記載なし）、職工数は男性職工が5人、女性職工が0人、原動力は記載なし、以上である。創業当初から1930年代前半まで、同店自家工場の従業者数は職工5人未満がほとんどであった。表2と付き合わせて考えれば、1900年代までに同店へ設置されたミシンは5台程度にとどまったと考えられる。

さて、藤本祥二氏文書「品物直分簿」をはじめとする帳簿類を検討しよう。「品物直分簿」は後に「大福帳」や「棚卸」に分化された帳簿で、商品出荷情報や貸借関係が年別・項目別に記されている。

「品物直分簿」には1904年に「ミシン代五ツ」として50円の資産価値が設定されている。ミシン台数が5台であると明確にわかる。翌々06年には項目名を変更し「器械」となったが、50円が計上されていることに変わりなく、1904年から06年までの3年間は5台が設置されていたと考えられる。

1907年から記載される「棚卸」では、「諸器械価格」「職業用器具」という項目が設定されている。40年代には「職工用ミシン」の項目名に変わることから、「諸器械価格」などの項目にミシンの資産価値が含まれていることに間違いはなかろう。しかし、ミシンのみが計上されているかは不明である。

「金銭出入帳」には1914年・15年に「シンガー月賦金」と記載されており、新品ミシンに対して毎月3円ずつが支払われていたことがわかる。また、14年3月3日に10円、14年8月10日に21円、15年4月1日に16円がシンガーに対して支払われている。これら3回の支払は断続的であり、また「シンガー月賦金」の3円よりも高額であるから、中古ミシン購入を示すのであろう。

以上のことから、藤本は遅くとも1904年にはミシンを5台にまで増設し、その後は10年代にかけて中古ミシンを中心に微増させていったと考えられる。1900年代初頭の5台は従業者数を上回るが、その分は受託生産者の西尾清治（後述）たちに貸与されたであろう<sup>6)</sup>。

次いで、藤本仕立店が受託生産者にミシンを貸与していた状況を示す「裁縫機登録調査書」<sup>7)</sup>を検討する。この調査書は戦時経済統制下の企業整理で必要とされたもので、1940年に作成され、ミシン製造会社、機種、動力、設置場所、設置年、運転開始年がわかる。表2は「裁縫機調査登録書」に記載された内容について、自家工場と他家との設置別、および機種別を行ない、設置年順に並べたものである。なお、自家工場または他家に設置された40台のミシンは全てシンガー社製である。

既にみたとおり、同店はシンガー社からの新品購入にさいして中古ミシンを頭金の一部として渡していた。したがって、「裁縫機登録調査書」には1940年時点で藤本が所有していたミシンが記されているのであって、それまでに購入された全てのミシンが示されているわけではない。しかし、この調査書に記載された全40台のシンガー社製ミシンのうち自家工場に設置されたミシンは後述するように9台を数えるにすぎず、逆に委託生産の広がりを知ることができる。

これによると、自家に増設されたミシン9台に対し、他家に設置されたミシンは26台で

表2 場所別・機種別ミシン設置年（1940年時点）

	自家					他家			不明	合計
	44-13	103	71-1	31	小計	44-13	103	小計	44-13	
1912年	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1
1921年	2	—	—	—	2	4	1	5	—	7
1930年	—	1	1	—	2	1	1	2	—	4
1932年	—	—	—	—	—	5	—	5	—	5
1934年	—	—	—	—	—	4	1	5	—	5
1935年	—	—	—	—	—	2	—	2	—	2
1936年	3	—	—	1	4	2	—	2	—	6
1937年	—	—	—	—	—	3	1	4	—	4
不明	—	—	—	—	—	1	—	1	5	6
合計	6	1	1	1	9	22	4	26	5	40

出典：藤本祥二氏文書「裁縫機調査登録書」。

6) 後述する「裁縫機調査登録書」からは受託生産者へミシンを貸与する通例が存在したことがわかる。

7) この全体像は、岩本『ミシンと衣服の経済史』235頁を参照のこと。

ある（不明分5台を除く）。戦間期に藤本が委託生産を拡大させたことがはっきりわかる。他家には1921年に5台が設置され、1930年代になるとほぼ毎年2～5台が設置された。ミシンの設置された他家は21家を数える。このうち5家には2台、残る16家には1台ずつのミシンが設置された。1914年の「棚卸」には「諸器械」として150円が記載されており、同店が、新品1台と中古3台のミシンを「シンガーミシン会社」から購入した記録が残っており<sup>8)</sup>、委託生産が増加したことを示す。

#### Ⅳ 利用ミシンの状況からみた生産品目と生産工程

##### 1. ミシンの機種と生産工程—設置ミシンの異同から—<sup>9)</sup>

ミシン機種について表2から検討しよう。機種別にみると33台が44型13種であり、自家にも他家にも設置されている。そして、103型は1921年に他家へ1台が、30年には自家・他家ともに1台が、34年・37年に他家へ1台が設置された。表には記さなかった動力は、自家のみに設置された71型1種と31型が電動式で、自家および他家の両方に設置された機種はいずれも足踏・手廻兼用であった<sup>10)</sup>。

まず、自家と他家の両方へ設置された機種の役割をみる。史料3「シンガー社との契約書（1914年）」に掲載されていた44型13種は普通ミシンと呼んでよい一般的なもので、「一般織地裁縫用」<sup>11)</sup>とあるように衣料品全般の縫製に向いていた<sup>12)</sup>。また、103型は「夏服類及各種薄物製造に最適」<sup>13)</sup>で、主にシャツ（襦袢）やズボン下に利用されたと考えられる。藤本祥二氏文書「仕事数控帳」には1900年頃に藤本仕立店から受託生産を行っていた西尾清治の製造品目、金銭、月日が記されており、これによると西尾は、シャツ、パッチ、又（股）、脚絆を製造していた。これらの品目が同店でも製造されていた点は言うまでもない。

次いで、同店のみに設置されたミシン、31型と71型1種を確認しよう。両機種とも電動式である点は既に述べた。31型は、種別によって厚物縫、靴皮縫、二本針ひだ取機など多様であるが、同店の製品と付き合わせるならば31型15種のような「一本針本縫」の「洋服、足袋、天幕等一般厚物縫」<sup>14)</sup>であったと思われる。

71型も多様であるが、ほとんど全ての機種が穴かがり用といって、釦穴に縁縫を行なう特殊なものである<sup>15)</sup>。藤本仕立店に設置された71型1種は「シャツ釦穴カガリ機」<sup>16)</sup>で、かがり縫が終わるとナイフによって釦穴を開ける機種である。

8) 藤本祥二氏文書「棚卸」。

9) ここで述べる4機種は、岩本『ミシンと衣服の経済史』236・237頁で簡単に既述している。

10) 藤本祥二氏文書「裁縫機登録調査書」。

11) 蓮田『工業用ミシン総合カタログ』25頁。

12) シンガー製造会社編『諸製造所用裁縫機械目録表』南中社、1901年。

13) 蓮田『工業用ミシン総合カタログ』135頁。

14) 蓮田『工業用ミシン総合カタログ』17頁。

15) 蓮田『工業用ミシン総合カタログ』48・49頁。

16) 蓮田『工業用ミシン総合カタログ』128頁。



以上の確認から、自家・他家ともに設置されたミシンは、厚さが普通か薄い生地用、そして自家のみに設置されたミシンは厚地用であった。また、釦穴作成ミシンも自家のみに設置されていた。

表2から71型1種が（遅くとも）1930年に設置されたのだから、それ以降は前稿でみた陸軍被服廠の夏襦袢のような製品を藤本仕立店は生産可能になった。裁断工程は同店が行ない、裁断後に受託者へ切れ布が渡され、受託家内で縫製作業が行なわれ、半製品となって同店に戻り、釦穴作成と釦付けが行なわれたと推察できる。

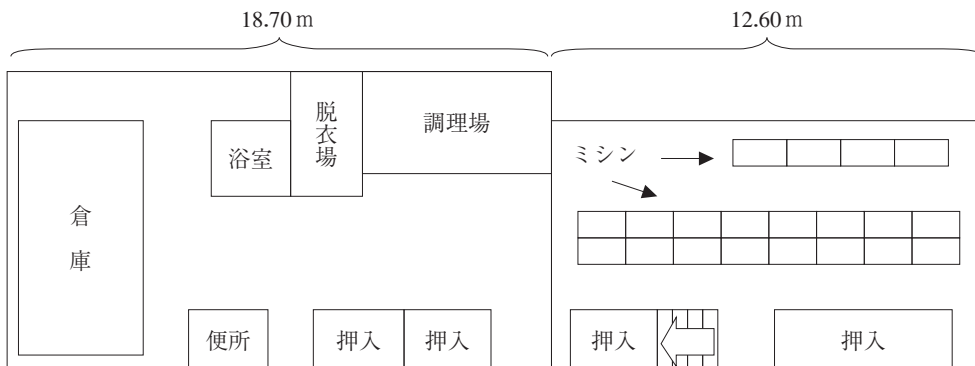
## 2. 工場の構造

次いで同店の構造をみよう。図1は、従来から倉庫として利用していた中2階の収容能力が不足し、本2階として改築するための申請書から作成したものである。1949年に姫路市消防長に宛てられた。戦後1950年頃に同店は完全に廃業しているので、本図は廃業直前のものである。

「みしん裁縫工場作業所倉庫」と記された1階は作業所、調理場、浴室、便所、倉庫などから構成されている。2階は押入と倉庫のみである。裁断機やアイロンの設置場所、あるいは梱包場所が不詳であるが、「ミシン」の文字辺りに設置されていたか、あるいは左側の調理場側と押入側の間に設置されていたと思われる。なお、戦時期までは主として1階に裁断機が設置され、2階にミシンが設置されていた<sup>17)</sup>。

藤本家の住居はこれに隣接していることから、調理場・脱衣場・浴室は職工に供せられたと考えられる。

図1 藤本仕立店1階の構造 (1949年時)



出典：藤本祥二氏文書「臨時建築制限規則による許可申請書」より筆者作成。

注：2階は省略。

17) 岩本『ミシンと衣服の経済史』233頁。

### 3. 大規模シャツ工場との比較—利用ミシン・生産体制・工場構造—

ここで、洋服の例になるが、既に筆者が『ミシンと衣服の経済史』で要約した事例、ワイシャツ工場として19世紀末に創業した蝶矢シャツを比較例として挙げておきたい<sup>18)</sup>。同社大阪工場（1916年設立、大阪市港区市岡町）は「シャツ・カラー工場としては、当時第1級のもので、その設備からみて、同業者中最高の内容を誇って」<sup>19)</sup>おり、「おもに軍人カラーの製造に従事していた」<sup>20)</sup>。

同工場に設置されたミシンはシンガー社製第95種が4台、第15種が6台、穴かがりが4台であった<sup>21)</sup>。第95種は複数存在するが、概ね、カラーやカフス、およびポケット、ヨーク等の縫製に適したものが多く、ワイシャツに相応しいものであった<sup>22)</sup>。また、第15種はシャツ全般、特にカラー縫製に向いている<sup>23)</sup>。穴かがりミシンについては前項「1. ミシンの機種」で述べた通りで釦穴作成に向いている。

生産体制は以下の通りである。同社裁断部は淡路町に設置され、そこで裁断された生地が市岡工場へ運ばれ、さらに釦付は手付の形で家内職に依存していた。蝶矢シャツの示す例は同社裁断部門と縫製部門の別工場への分離、およびその縫製工場から近隣家への釦付委託という複合的な分散型生産組織であった。

次いで工場の構造をみると、1階、2階ともにアイロン場所とミシン場所が確保されている。先述のように同社の裁断部は淡路町にあったが、市岡工場でも2階に裁断場所は小規模ながら設けられている。2階に半製品置場、1階に車庫兼荷造、および検品所が設けられていることから、作業工程として2階で材料生地を裁断し、ミシンとアイロンで半製品に仕上げ、その後に1階で釦穴作成・検品・梱包・出荷という順序があったと考えられる。

1階をみると、食堂や便所があるのは藤本仕立店と同様である。工場長居宅は藤本の場合、隣接する藤本家に該当する。図2で特徴的なのは、乾燥室、気缶室、ロール室、洗場が設置されている点である。これらの設置は「当時紡縮加工がなかったので、シャツを裁断するに当たり、あらかじめ縮代を計算して大きく裁断し、縫製後洗濯して所定の寸法に仕上げた」<sup>24)</sup>という条件に基づいている。2階に半製品置場を設けていたのは、その半製品類をまとめて洗濯するためであったと考えられよう。洗濯後は、気缶室から蒸気を乾燥室へ送り、乾燥された。なお、ロール室は材料生地や裁断済生地を張る場所である。

なお、これら乾燥室、気缶室、ロール室、洗場の4室は約45m<sup>2</sup>（3.5間×4間）である。この規模ならば図1の藤本仕立店に設置することは十分に可能であるが、実態は確認でき

18) 詳細な要約は岩本『ミシンと衣服の経済史』252頁を参照のこと。同書の当該箇所は『蝶矢シャツ八十八年史』（1974年）に依拠している。

19) 『蝶矢シャツ八十八年史』41頁。

20) 『蝶矢シャツ八十八年史』42頁。

21) 『蝶矢シャツ八十八年史』41頁。

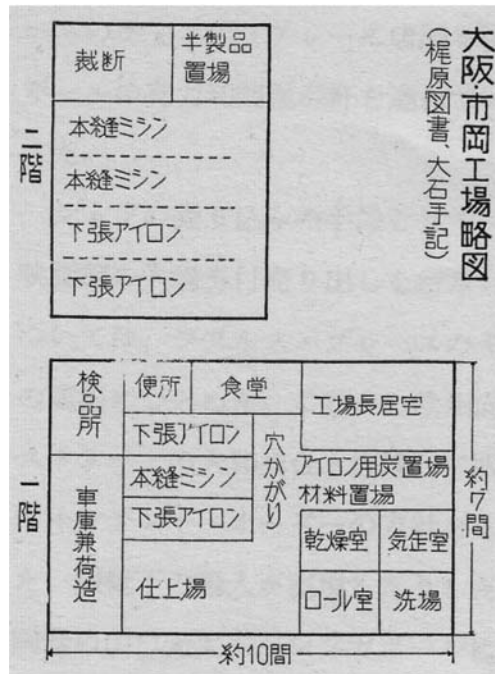
22) 蓮田『工業用ミシン総合カタログ』132頁。

23) 蓮田『工業用ミシン総合カタログ』111頁。

24) 『蝶矢シャツ八十八年史』42頁。「気缶室」はママ。



図2 蝶矢シャツ市岡工場の構造 (1916年頃)



出典：『蝶矢シャツ八十八年史』1974年，42頁。

ない。また、仮に1949年時で防縮加工が縫製業者に一般的な技術として普及していたとすれば、閉店直前の図1に上記4室が設置される必要はない<sup>25)</sup>。

以上、上記4室を不問とすれば、藤本仕立店と蝶矢シャツ市岡工場とを比較した場合、後者の方がアイロン場所を広く確保したであろうと推察されるものの、大差は見られない。

1920年7月に完成した蝶矢シャツ枚方工場は敷地面積1,000坪を数え<sup>26)</sup>、市岡工場よりも広大であったが、両工場の違いはミシン台数とアイロン台数に現れている。ミシンの内訳は本縫ミシンが54台、穴かがりミシンが5台、釦付ミシンが2台、閉止ミシンが2台であり、アイロンの内訳は下張用ガスアイロンが50台、下張用電気アイロンが50台である。市岡工場と枚方工場に設置された穴かがりミシンは、それぞれ4台と5台である。

このように比較検討すると、縫製工場が巨大化する場合、本縫ミシンとアイロンの台数が増加するという傾向が明確になる。また、藤本仕立店の事例で見たように、工場規模を維持したまま委託生産によって生産規模を増加させる場合に委託先の家内に設置したミシンは、シンガー社製44-13型のような本縫ミシンが一般的であった。

25) 防縮加工（または防皺縮加工）技術については、本文に記したように1910年代半ばの日本には普及していなかったように思われる。この技術については本稿の力量を超えるので、ご指摘を願いたい。

26) 『蝶矢シャツ八十八年史』64頁。

## 結論—着物の分離と近代裁縫技術の位置—

前稿と本稿で明らかにしたように、平肩連袖で作られた前近代的な仕事着や野良着が現代のワーキング・ウェアに代替される間、前者が商品化された過渡的段階があった。そして、自家消費目的の仕事着・野良着と販売目的の仕事着・野良着は共時性をもった。

従来の衣服史研究は、近代に洋服化が軍服・制服などに限定され、まだまだ和服が根強く着用されていた点を繰り返し指摘してきた<sup>27)</sup>。また、筆者自身は和服の洋服化について既に指摘した<sup>28)</sup>。実際に近代日本において和服は普段着として多く着用されたし、和服が洋服へ向かって変容し始めたことも確かであるが、これらに加え、前稿・本稿では遅くとも19世紀末から20世紀初頭に和服の商品化が始まっていたことが明確になった。そして、衣服史や民俗学で考えられている、家庭内手作りの先入観、いわば《商品化を拒む和服》という先入観は相対化できた。和裁の手縫、洋裁のミシン縫という素朴な理解は、既に大丸弘〔1987〕<sup>29)</sup>が指摘したが、これは日本にミシンと洋裁が同時に入ってきたことに起因する。換言すれば、衣服史における洋服化拒絶の理解は一面的であり、和服は十分にミシンで作られ、近代の貨幣経済に取り込まれてもいた。つまり、和服は洋服化されただけでなく、ミシンの利用<sup>30)</sup>や貨幣経済への編入によっても十分に西洋化されたのである。また、本稿で明らかにしたように、縫製工場は自家工場の拡大において本縫ミシンとアイロンを増設し、委託生産の拡大において主に本縫ミシンを貸与した。近代裁縫教育の普及と本縫ミシンの利用者増加が相まって、近代縫製工場は工場内生産と家内生産の双方で進展したのである。

ところで、和服は別の事態にも直面した。福井貞子が指摘するように「在来の家庭着と野良着は区別なく用いられた」<sup>31)</sup>が、家内生活と仕事生活の混在した「普段」の中に、室内(着)・普段(着)と仕事(着)・野良(着)との分離が生じた。近代における公私の発生と家事労働の再編である<sup>32)</sup>。室内着・普段着と仕事着・野良着が分離された近代において、家事労働としての手縫・ミシン縫は室内着・普段着へ向けられ、家内労働・工場労働としての手縫・ミシン縫は仕事着・野良着へと向けられるようになった<sup>33)</sup>。ここに、洋服

27) 近年では、棚井仁「衣類消費と裁縫—「縫う」という行為に注目して—」(加瀬和俊編『戦間期日本の家計消費—世帯の対応とその限界—』東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 57, 2015年, 97頁)。

28) 岩本『ミシンと衣服の経済史』第4章。

29) 大丸弘「西欧型服装の形成—和服論の観点から—」(『国立民族学博物館研究報告別冊』4号, 1987年2月, 5頁)。

30) なお、ミシンは産業化に中立的な特徴をもつため、作られた衣服が商品となるか非商品となるかの区別には関与しない。この点は岩本『ミシンと衣服の経済史』第1章に詳しい。

31) 福井「鳥取県の仕事着」106頁。

32) 上野千鶴子『家父長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平—』岩波書店, 1990年(特に第8章「家父長制と資本制 第一期」・第11章「家族の再編I」)。

33) 筆者は家内労働のうち、無償労働を家事労働、有償労働を家内労働と考えている(岩本『ミシンと

化が軍服・制服から始まり労働者の仕事着へと展開したという新しい衣服史の流れを発見できる。《母が作ってくれた服》という回顧は、室内着・普段着、時には晴着もあったが、ほとんど仕事着に向けられない点は、近代の公私分離が大きな要因だといえよう。

最後に、ミシンの導入によって家事裁縫労働が軽減されるといっても、室内着と仕事着の分離が生じた以上、実際は減少しなかったであろう。日本の場合、家事裁縫労働の減少は家事労働としての衣服生産の放棄が全面的に進行した1970年代以降を待つしかなかった。とはいえ、この家事労働の軽減は外国低賃金かつ重労働への依存強化の裏面に過ぎないのであるが。

以上、近代の家内に注目した場合、裁縫技術および裁縫労働の変容は、家事労働、普段着製作、自家消費（非商品生産）という事項から、家内労働、仕事着製作、商品生産という事項が分離する形で展開し、工業化および貨幣経済へ包摂された。この意味から西洋化された社会が近代日本で十分に成立していた。他方で、「自家で織り自家で縫製したものもあるが、反物を買って仕立てた人もいる」<sup>34)</sup>との回顧は近代の裁縫技術と労働が見せた最後の粋であり、仕事着や野良着にみられた同一形態の非商品化と商品化には裂織の有無というそれなりの差異があったのも確かである<sup>35)</sup>。

---

衣服の経済史』5頁)。

34) 福井「鳥取県の仕事着」107頁。

35) 裂織は、本稿で取り上げた刺子とともに、補綴・加工技術の一つで、護身効果や装飾効果があった(福井「鳥取県の仕事着」104頁、遠藤武「仕事着」宮本馨太郎編『講座日本の民俗4 衣・食・住』有精堂出版、1979年、53・54頁)。詳細は、佐藤利夫『裂織—木綿生活誌—』(法政大学出版局、2005年)を参照のこと。